

京都市告示第 4 4 4 号

告示の一部を次のように改めます。

令和 2 年 1 2 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 平成 4 年 3 月 3 1 日京都市告示第 2 2 0 号（道路法に基づく歩行者専用道路の指定）

表中

「

路 線 名	歩 行 者 専 用 指 定 区 間	指 定 開 始 の 期 日
深草疎水通	伏見区深草菟川町 3 番地の 4 地先から 同区深草稻荷鳥居前町 10 番地の 2 地先まで	告示の日
	伏見区深草ススハキ町 1 番地の 3 地先から 同町 44 番地の 3 地先まで	同上
	伏見区深草ケナサ町 13 番地の 3 地先から 同町 49 番地の 5 地先まで	同上
	伏見区深草綿森町 2 番地地先から 同区深草野田町 2 番地の 6 地先まで	同上
	伏見区深草キトロ町 11 番地の 1 地先から 同区深草極楽町 746 番地の 1 地先まで	同上
	伏見区深草極楽町 761 番地の 1 地先から 同区深草直違橋二丁目 449 番地地先まで	同上
	伏見区深草直違橋二丁目 450 番地の 1 地先から 同区深草直違橋南一丁目 524 番地の 1 地先まで	同上
	伏見区深草十九軒町 551 番地の 3 地先から 同区墨染町 699 番地地先まで	同上

十条稲荷 疎水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から 同区深草菟川町16番地の1地先まで	同上

」

を

「

路線名	歩行者専用指定区間	指定開始の期日
深草疎水通	伏見区深草菟川町3番地の4地先から 同区深草稲荷鳥居前町10番地の2地先まで	告示の日
	伏見区深草ススハキ町1番地の3地先から 同町44番地の3地先まで	同上
	伏見区深草ケナサ町13番地の3地先から 同町49番地の5地先まで	同上
	伏見区深草綿森町2番地地先から 同区深草野田町2番地の6地先まで	同上
	伏見区深草キトロ町11番地の1地先から 同区深草極楽町746番地の1地先まで	同上
	伏見区深草極楽町761番地の1地先から 同区深草直違橋二丁目449番地地先まで	同上
	伏見区深草直違橋二丁目450番地の1地先から 同区深草直違橋南一丁目524番地の1地先まで	同上
	伏見区深草十九軒町551番地の3地先から 同区墨染町699番地地先まで	同上
十条稲荷 疎水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から 同区深草菟川町16番地の1地先まで	同上

」

に改めます。

2 平成4年3月31日京都市告示第221号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）

表中

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
深草疎水通	伏見区深草菟川町3番地の4地先から 同区墨染町699番地地先まで	メートル 2,255.80	メートル 1.60～13.50
十条稻荷 疎水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から 同区深草菟川町16番地の1地先まで	593.60	1.25～6.30

」

を

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
深草疎水通	伏見区深草菟川町3番地の4地先から 同区墨染町699番地地先まで	メートル 2,255.80	メートル 1.60～13.50
十条稻荷 疎水通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から 同区深草菟川町16番地の1地先まで	609.70	1.25～6.30

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)